

平成27年2月16日

第66回 神戸市個人情報保護審議会

生活困窮者自立支援法施行に伴う自立支援業務
システムの導入について

(保健福祉局)



神保総保第 2672 号
平成 27 年 2 月 16 日

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三 様

神戸市長 久 元 喜 造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記の事項について
貴会の意見を求めます。

記

生活困窮者自立支援法施行に伴う自立支援業務システムの導入について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局総務部保護課

生活困窮者自立支援法施行に伴う自立支援業務システムの導入について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第 11 条第 2 項に該当するもの

【データ項目】

① 支援対象者本人の情報

【本人の基本情報】

氏名 (漢字・ふりがな・通称名)

個人 ID

性別

生年月日

住所

電話番号

メールアドレス

初回相談受付日

相談内容及び支援への希望

(病気や健康、障害のこと、住まいについて、収入・生活費のこと、家賃やローンの支払いのこと、税金や公共料金等の支払いについて、債務について、仕事探し・就職について、仕事上の不安やトラブル、地域との関係について、家族関係・人間関係、子育て・介護のこと、ひきこもり・不登校、DV・虐待、食べるものがない、その他)

相談経路

(本人自ら連絡 (来所・電話・メール)、家族・知人から連絡 (来所・電話・メール)、自立相談支援機関がアウトリーチして勧めた、関係機関・関係者からの紹介 (関係機関・関係者名)、その他)

相談歴の有無

相談歴の概要及び経緯

本人の訴えや状況 (生活歴を含む)

同居者の有無 (有の場合は人数)

別居の家族の有無 (有の場合は人数)

婚姻

(未婚、既婚、離別、死別、その他)

子どもの有無 (有の場合は人数、扶養の有無)

家族の状況

地域との関係

◎健康状態

(良い、良くない/通院している(通院先、服薬・診断・症状等)、良くないが通院していない)

健康保険

(国民健康保険、健康保険(国保以外)、加入していない)

◎住居

(持家、借家、賃貸アパート・マンション、公営住宅、会社の寮・借り上げ住宅、野宿、その他)

課税状況

(住民税非課税世帯である、住民税非課税世帯でない)

就労状況

(就労している、今後就労予定(就職先決定済み)、仕事を探したい・探している(現在無職)、転職先を探したい・探している(現在有職)、仕事をしていない(仕事は探していない))

希望職種等

現在の及び過去の職業(職業、業務内容、雇用形態、勤務期間・年数、収入)

直近の離職後年数

(6ヵ月未満、6ヵ月～1年未満、1年以上～2年未満、2年以上、仕事をしたことがない)

資格・技術

(自動車免許、その他資格・技術、資格保有なし)

最終学歴

(中学(高校未入学)、中学(高校中退)、高校(大学中退)、特別支援学校(学級含む)、専門学校、専修学校・各種学校・職業訓練校、高等専門学校、短大、大学・大学院、その他、現在就学中)

家計状況

家計の収支状況(世帯として月々入ってくるお金(月額)、出ていくお金(月額))

滞納の有無

債務の有無

◎障害手帳の有無(有の場合、種別と等級)

◎自立支援医療の利用の有無

公的給付

(雇用保険、年金、障害者手当、特別障害者手当、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、住居確保給付金、その他)

◎生活保護

【支援の状況】

緊急支援の必要性の有無(有の場合、具体的な状況)

緊急支援の内容（申込日、支援もしくは給付期間、給付額）

緊急支援の実施状況

◎アセスメントの結果による課題と背景・要因

（病気、けが、障害（手帳有）、障害（疑い）、自死企図、その他メンタルヘルスの課題（うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など）、住まい不安定、ホームレス、経済的困窮、（多重・過重）債務、家計管理の課題、就職活動困難、就職定着困難、生活習慣の乱れ、社会的孤立（ニート・ひきこもりなどを含む）、家族関係・家族の問題、不登校、非行、中卒・高校中退、ひとり親、DV・虐待、外国籍、刑余者、コミュニケーションが苦手、本人の能力の課題（識字・言語・理解等）、被災、その他）

スクリーニング実施日

スクリーニング結果

（情報提供や相談対応のみで終了、他の制度や専門機関で対応が可能でありつなく（つなぎ先の制度・専門機関）、現時点では本人同意はとれていないが引き続き同意に向けて取り組む、自立相談支援機関が継続支援しプランを策定する、スクリーニング判断前に中断・終了（連絡が取れない/転居等）、対応重要度）

家族関係図及び支援経過における変化

エコマップ（地域や周囲との関係性）及び支援経過における変化

支援実施日

支援実施方法

（電話相談、訪問・同行支援、面談、所内会議、支援調整会議（プラン策定）、支援調整会議（評価実施）、その他機関との会議（支援調整会議以外）、他機関との電話照会・協議、その他）

支援の対応相手

（本人、家族、関係機関、その他）

支援に関与した関係機関・関係者等

対応内容記録（聞き取り事項・確認した事実、対応状況等）

支援における相談支援員のコメント

支援プランの作成日

支援プランの作成回

（初回、再プラン（回数を含む））

解決したい課題

本人の目標（目指す姿）（長期目標、本プランにおける達成目標）

プラン

（実施すること（本人・家族等・自立相談支援機関・その他関係機関）、備考（関係機関・期間・頻度等））

法に基づくサービスの利用の有無

法に基づくサービスの支援方針

(支援期間、支援状況(申込中、既受給、申込予定)、就労訓練事業の実施形態(雇用型・非雇用型))

関連する事業のメニューと利用の有無

関連する事業のメニューの支援方針

(支援期間、実施機関、給付額)

プランの期間と次回モニタリング(予定)時期

支援調整会議開催日

支援決定・確認

(支援決定(法に基づくサービスを含む場合)、確認のみ(法に基づくサービスを含まない場合))

一般就労達成の目標設定状況の有無

プランの実施に係る関係機関・関係者

(福祉事務所(生活保護担当部署)、家庭児童相談室(福祉事務所)、行政の子ども家庭・障害・高齢・税・保険・年金担当部署、その他行政の担当部署、ハローワーク、職業訓練機関、就労支援をしている各種の法人・団体(就労訓練事業を含む)、医療機関、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所・その他介護事業所、保健所・保健センター・精神保健福祉センター、障害者就業・生活支援センター、障害者就労支援事業所、その他障害者支援機関・施設、児童相談所・児童家庭支援センター、学校・教育機関、地域若者サポートステーション、地域子育て支援センター・その他子育て支援機関、男女共同参画センター、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、家計相談支援機関、小口貸付、権利擁護・成年後見、社会福祉協議会(小口・権利擁護以外)、法テラス・弁護士(会)・司法書士会、消費生活センター・消費生活相談窓口・多重債務者等相談窓口、警察、更生保護施設・自立準備ホーム、地域生活定着支援センター、ホームレス支援機関、一時保護施設、民生委員・児童委員、NPO・ボランティア団体、商店街・商工会等経済団体、農業者・農業団体、生活協同組合、一般企業、町内会・自治会、福祉委員、近隣住民、その他)

支援評価回数

評価記入日

目標の達成状況

◎見られた変化

(医療機関受診開始、健康状態の改善、障害手帳取得、住まいの確保・安定、生活保護適用、生活保護廃止、生活保護減額、家計の改善、債務の整理、就労収入増加、就労開始(一般就労)、就労開始(中間的就労)、就職活動開始、職場定着、職業訓練の開始、就学、社会参加機会の増加、生活習慣の改善、対人関係・家族関係の改善、自立意欲の向上・改善、孤立の解消、精神の安定、その他)

現在の状況と残された課題

法に基づくサービスの利用実績の有無

法に基づくサービスの通算利用実績期間

法に基づくサービスの利用の効果/継続利用の必要性等

プランの終結・継続に関する本人希望・スタッフの意見

支援調整会議におけるプラン評価

(終結、再プランして継続、中断、決定日)

終結後の対応/再プラン時の留意点

② 相談に来所した者の情報

氏名

電話番号

来所者と支援対象者との関係 (家族、その他)

生活困窮者自立支援法施行に伴う自立支援業務システムの導入について

1. 趣旨

生活困窮者自立支援法は、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して自立の支援のために必要な支援を行うものであり、平成 27 年 4 月 1 日から施行される。

これに合わせ、各福祉事務所に暮らし支援窓口（仮称）を設置し、生活困窮者からの相談に広く応じる。相談窓口では、生活困窮者の置かれている状況等を適切に評価・分析した上で、プランを策定するとともに、当該プランに基づき、生活困窮者の自立に向けた各種支援の調整を行うこととされている。

国（厚生労働省）は、新法に基づく業務が効率かつ円滑に行われるようにするとともに、制度の実施状況を迅速に把握する観点から、①全国統一のアセスメント、プラン等の様式（帳票類）の活用と②当該入力情報の統計処理を行うため、国が作成した自立支援業務システムを用いて、生活困窮者に関する情報を入力し、管理するとともに国に実績報告を行う必要がある。

2. 自立支援業務システムの概要

(1) 各福祉事務所の暮らし支援窓口（仮称）における相談支援業務にかかる帳票類（アセスメントシート、プランシート等）の入力、ケースデータの収集・集計業務の支援等を自動化する生活困窮者自立支援業務の支援システムである。

統合管理システムのパソコンに国から配られたソフトウェアをインストールし、必要な入力作業を行う。

(2) 入力したデータから月次実績報告シート（集計表）を出力し、保健福祉局総務部保護課がデータを取りまとめた上で、国（厚生労働省）へ電子メールにより送信する。なお、出力データは、氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレスを除外し匿名化され、送信データ番号により管理された情報に変換される。

(3) 今回諮問するのは平成 27 年から約 2 年間使用する過渡的なシステムであり、今後は国が現在構築を検討している政府共通のプラットフォーム上のシステム（生活困窮者自立支援統計システム）に移行されることとなる。新システム導入以降は、それまでに入力したデータを引き継ぎ、新規の情報は国のシステムに直接入力する予定である。

3. 取扱い件数

生活保護窓口に相談に来られた方で保護に至らなかった方のうち、将来保護申請に至るリスクの高い生活困窮者を主な対象者と想定している。

<参考>

（平成 25 年度生活保護窓口相談者） 9,289 人 ー（うち保護を申請した者） 4,615 人
＝ 4,674 人（参考：国全体の数 約 40 万人（平成 23 年度推計値））

4. 効果

(1) 現行の生活保護システムにおいては相談日時等（世帯類型、相談経緯等）の履歴が保存されるのみであるが、自立支援業務システムでは今後のフォローを見据えた細かいフォーマットが準備されている。これらのフォーマットは、地域ごとに支援の差が生じないように全国統一の内容で実施することとなっている。また、生活困窮者の情報ごとに入力・管理を行うことで、データの検索・抽出や継続的な管理を通して、よりきめの細かい支援が可能となるほか、集計業務も自動

化され、国への報告も容易に行える。

- (2) 国が作成した標準ソフトを使用してケース管理を行うため、生活困窮者に係る独自のシステムを開発する必要がなくなる。

5. スケジュール

～平成 27 年 3 月上旬	国によるシステムの導入に向けた環境整備（インストール台数等）
平成 27 年 3 月中・下旬	データ入力・集計出力テスト
平成 27 年 4 月	システム稼働・運用開始

6. 個人情報保護

個人情報等データの保護については、「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

本事業の所管課長は、個人情報に係るデータについて、記録媒体の管理、端末機の操作管理・使用状況の管理、通信回線に伝送する時の措置、保安措置などを適正かつ厳格に行う。

(1) システム上の保護

ア 端末機は統合管理システムのパソコンを使用し、その操作にあたっては職員証及びパスワードによる認証を行う。さらに、システムへのログインは別途ユーザ ID とパスワードによる認証を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。

イ 個人情報に係るデータについては、サーバー役パソコンで一括管理する。

ウ ルーターを設置することにより、サーバー役パソコンのデータを入力・編集できるクライアントパソコンを特定する。さらに、コンピューターウイルス対策ソフトウェアを導入した統合管理システムのパソコンを利用することにより、常に最新のウイルス定義に更新し、コンピューターウイルス等に感染することを防止する。

(2) 運用上の保護

ア システムへのログインはユーザ ID とパスワードによる認証を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。また、パスワードは定期的に変更する。

イ 国報告のための集計出力に当たっては、氏名、住所、生年月日といった個人情報を除外して匿名化したデータをパスワードを付して送信する。

ウ 保存年限を経過したデータは、速やかに消去する。

エ 保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実かつ速やかに廃棄する。

オ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。